

令和7年第10回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月10日(水) 午前9時30分
- 2 開催場所 那珂市役所 4階 庁議室
- 3 議 案 別添のとおり
- 4 出席委員
- | | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 大和田 憲秀 | 2 番 | 鈴木 久夫 | 3 番 | 稲田 和子 |
| 4 番 | 峯島 勝則 | 5 番 | 綿引 桂太 | 7 番 | 生田目 貴子 |
| 8 番 | 大森 龍一 | 9 番 | 堀江 秀男 | 10 番 | 海野 浩行 |
| 11 番 | 檜山 眞弓 | 12 番 | 會澤 留美 | 13 番 | 大内 弘之 |
| 14 番 | 助川 智夫 | 15 番 | 助川 操 | 16 番 | 石崎 甲一 |
| 17 番 | 福田 和一 | 18 番 | 檜山 日出夫 | 19 番 | 鈴木 洋 |
- 5 欠席委員 6 番 小徳 修一 委員
- 6 議事録署名人 11 番 檜山 眞弓 委員
12 番 會澤 留美 委員

議 長 ただ今より、令和7年第10回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 11 番 檜山 眞弓 委員
12 番 會澤 留美 委員
のお二人をお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第4号まで、一括上程いたします。

議 長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、議席番号 16 番
石崎 甲一委員が、自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員
会 会議規則 第 11 条により議事に参与することができませんので一時
退席をお願いします。

（ 委員一時退席 ）

議 長 まず退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

（ 「なし」の声あり ）

議 長 ご意見が無いようですので、許可することに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

（ 挙手全員 ）

議 長 それでは、挙手全員でありますので、退席委員該当案件について許可と
決定します。

（ 退席委員着席 ）

議 長 続きまして、事務局より説明のありました、その他の件についてご意見
をお願いします

10 番 諮問番号 4 番ですが、現在の耕作面積が 9 アールで、10 km 離れた所か
ら来て、30 アールを耕作するようですが、何を作るのでしょうか。また、
機械はあるのでしょうか。移動手段はどうするのか。

事務局 現在も耕作しています。作物はそばを作る計画になっています。機械は
トラクターが 1 台あります。

10 番 トラクターの移動は自走ですか。また、収穫は誰かにお願いしているの
か。

事務局 すみません。そちらは確認しておりません。ただし、現在も耕作してい
るので、こちらにあるのかと思われます。

議 長 他にご意見が無いようですので、許可することに賛成の方は挙手をお願
いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第 1 号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第 2 号は、農地法第 4 条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件につきましては、30 アール以下のため、当委員会で可否の決定をするものです。事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第 2 号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました 1 件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、1 件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第 2 号について、許可と決定いたします。

議 長 議案第 3 号は、農地法第 5 条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、30 アール以下の案件は、当委員会で可否の決定を行い、30 アールを超える案件については、当委員会で可否の決定をしたのち、後日行われる常設審議委員会に諮問するものです。事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第 3 号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました 8 件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、8 件について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第 3 号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第4号は、農政課からの説明になりますので、報告事項の後、休憩を取ってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、2件ありました。

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、5件ありました。

報告第3号 農地法施行規則第29条第4号の届出について、1件ありました。こちらの件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 (農地法施行規則第29条第4号について説明)

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は10時00分からとします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。

議案第4号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第4号の説明)

議 長 農政課より説明のありました案件について、ご意見をお伺いします。

10番 諮問番号3、4、5番の方ですが、ほかにも近くでやっている所はありますか。

農政課 有ヶ池でレンコンを栽培したいということです。鹿嶋市で認定農業者の認定を取っています。那珂市でも認定農業者の認定を取りたいということで、県から広域認定の打診が入っています。

現在の耕作面積は186アールで、すべてレンコンです。

2番 諮問番号7～30番の借り手ですが、菅谷のアパートに住んでいるようですが、説明をお願いします。

農政課 奥様が神崎出身で、実家に農機具を置く場所があると確認しています。

議 長 ほかにご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 それでは、挙手全員でありますので、議案第４号については、すべて承認と決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和７年第１０回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 １０時１０分